

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第三号市町村の欄及び同表第二十一項第二号市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

別表第三十三項第一号事務の欄18、同項第二号事務の欄18及び同項第五号事務の欄12中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に改める。

別表中第四十三項を削り、第四十四項を第四十三項とし、第四十五項から第六十四項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第六十五項事務の欄3中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同欄4中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第八項」に改め、同項を同表第六十四項とし、同表中第六十六項から第百十六項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第三十三項第一号事務の欄、同項第二号事務の欄及び同項第五号事務の欄並びに同表第六十五項事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。